

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

（1）消費税等の会計処理

免税事業者に付、消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 会計方針の変更 なし

該当事項なし

3. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当事項なし